

令和 7 年 3 月 成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
2	・ 成田市議会の個人情報の保護に関する条例	4
	・ 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	4
	・ 成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例	5
	・ 成田市行政不服審査法施行条例	5
	・ 一般職職員の給与に関する条例	6
	・ 成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例	7
	・ 成田市公害防止条例	7
	・ 成田市消防団条例	7
3	・ 成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	8
	・ 成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例	8
	・ 成田市税賦課徴収条例	9
	・ 成田市都市計画税条例	1 1
4	・ 成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	1 2
5	・ 一般職職員の給与に関する条例	1 4
	・ 成田市職員の育児休業等に関する条例	3 1
	・ 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	3 2
7	・ 成田市手数料条例	3 3
8	・ 成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	7 9
	・ 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	8 3
9	・ 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	8 6
	・ 成田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	8 6
1 1	・ 成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	8 7
1 2	・ 成田市国民健康保険税条例	8 8
1 3	・ 成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例	9 2

1 5	・ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	9 3
1 6	・ 成田市が管理する都市公園に係る高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	1 2 0
1 7	・ 成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例	1 2 1

○議案第2号資料

・成田市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

・個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

現行	改正案
附 則(令和4年条例第23号) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る同号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役	附 則(令和4年条例第23号) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る同号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁

現行	改正案
又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

・成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例新旧対照表

現行	改正案
(罰則) 第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

・成田市行政不服審査法施行条例新旧対照表

現行	改正案
(罰則) 第12条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

・一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第20条の2 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1ヵ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前各号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第20条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略	第20条の2 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1ヵ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前各号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第20条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略

・成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(罰則) 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

・成田市公害防止条例新旧対照表

現行	改正案
(罰則) 第37条 第21条第1項又は第24条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第37条 第21条第1項又は第24条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

・成田市消防団条例新旧対照表

現行	改正案
(欠格条項) 第7条 略 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	(欠格条項) 第7条 略 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略

○議案第3号資料

- ・成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(用語の意義) 第2条 略 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 略 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (6) 略	(用語の意義) 第2条 略 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 略 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (6) 略

・成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例新旧対照表

現行	改正案
(所掌事務) 第3条 略 (1)～(5) 略 (6) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、実施機関が実施する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第	(所掌事務) 第3条 略 (1)～(5) 略 (6) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、実施機関が実施する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第

現行	改正案
27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。 2 略	27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。 2 略

・ 成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
(市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第55条の2 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番	(市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第55条の2 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番

現行	改正案
号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (種別割の減免) 第76条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条第2項第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) 略 3 略 (特別土地保有税の減免) 第103条 略 (1)～(3) 略	号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (種別割の減免) 第76条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条第2項第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) 略 3 略 (特別土地保有税の減免) 第103条 略 (1)～(3) 略

現行	改正案
2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (鉱泉浴場経営者の申告義務) 第117条 略 (1) 経営者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 2 略	2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (鉱泉浴場経営者の申告義務) 第117条 略 (1) 経営者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 2 略

・成田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする場合)	附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする場合)

現行	改正案
する者がすべき申告) 6 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)<u>又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略	する者がすべき申告) 6 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)<u>又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略

○議案第4号資料

・成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 略 2 略 3 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。 4～6 略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、二親等以内の親族その他規則で定める者で負傷、疾病	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 略 2 略 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。 4～6 略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、二親等以内の親族その他規則で定める者<u>(第18条の2第1</u>

現行	改正案
又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 (会計年度任用職員の休暇) 第17条 第11条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休暇については、規則で定める。	項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 (会計年度任用職員の休暇) 第17条 第11条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。)の休暇については、規則で定める。 (<u>配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等</u>) 第18条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等(会計年度任用職員にあっては、任命権者が定める者)が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「<u>請求等</u>」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

現行	改正案
	(3) 前各号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

○議案第5号資料

・一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(初任給、昇格及び昇給等の基準) 第5条 略 2～5 略 6 前項の規定により職員(55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの。次項において同じ。))に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	(初任給、昇格及び昇給等の基準) 第5条 略 2～5 略 6 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 次に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

現行	改正案
8・9 略 (初任給調整手当) 第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>309,200円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2・3 略 (扶養手当) 第10条 略 2 略 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2)～(6) 略 3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>については1人につき<u>6,500円</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるも	(1) <u>55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</u> (2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員</u> 8・9 略 (初任給調整手当) 第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>310,000円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2・3 略 (扶養手当) 第10条 略 2 略 (1)～(5) 略 3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき<u>13,000円</u>、<u>同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき<u>6,500円</u>(行政職給料表の

現行	改正案
の及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「<u>9級職員等</u>」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</u> 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときにおいては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であると	適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「<u>9級職員等</u>」という。)にあっては、3,500円)とする。 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>第11条 削除</u>

現行	改正案
<u>きは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある9級職員等が9級職員等以外の職員となった場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある9級職員等以外の職員が9級職員等となった場合</u> <u>(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)

現行	改正案
第19条の3 前条第1項に規定する職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>にあって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額) (2) 略 4 略 (特定職員の適用除外) 第21条 略 2 第5条第3項から第9項まで、第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 3 第9条の2から第11条まで及び第11条の3の規定は、任期付職員条例第4条の規	第19条の3 前条第1項に規定する職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>にあって、正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) 略 4 略 (特定職員の適用除外) 第21条 略 2 第5条第3項から第9項まで、第9条の2及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 3 第9条の2、第10条及び第11条の3の規定は、任期付職員条例第4条の規定に

現行											改正案										
定により採用された職員には、適用しない。											より採用された職員には、適用しない。										
4 第5条第4項から第9項まで、 <u>第10条</u> 、 <u>第11条</u> 、第11条の3、第19条の2及び第19条の3の規定は、常勤の会計年度任用職員には、適用しない。											4 第5条第4項から第9項まで、 <u>第10条</u> 、第11条の3、第19条の2及び第19条の3の規定は、常勤の会計年度任用職員には、適用しない。										
5 略											5 略										
(扶養手当等の支給方法)											(地域手当等の支給方法)										
第22条 扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。											第22条 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。										
別表第1											別表第1										
行政職給料表											行政職給料表										
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円	円	円	円	円	定年前			円	円	円	円	円	円	円	円
再任用1			166,500	183,500	213,600	<u>252,100</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	再任用1			166,500	183,500	213,600	<u>249,800</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>
短時間2			167,700	184,600	215,200	<u>253,200</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	短時間2			167,700	184,600	215,200	<u>251,000</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>
勤務職3			168,800	185,800	216,800	<u>254,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	勤務職3			168,800	185,800	216,800	<u>252,100</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>
員以外4			169,900	186,900	218,400	<u>255,400</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	員以外4			169,900	186,900	218,400	<u>253,200</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>
の職員5			171,200	188,000	220,000	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	の職員5			171,200	188,000	220,000	<u>254,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>
6			172,400	189,700	221,700	<u>262,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	6			172,400	189,700	221,700	<u>255,400</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>
7			173,600	191,300	223,000	<u>263,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	7			173,600	191,300	223,000	<u>256,400</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>
8			174,800	192,900	224,300	<u>264,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	8			174,800	192,900	224,300	<u>257,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>
9			175,800	194,500	225,600	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	9			175,800	194,500	225,600	<u>258,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>

現行										改正案									
10	177,000	196,200	226,700	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>	10	177,000	196,200	226,700	<u>259,400</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
11	178,300	197,800	227,800	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>	11	178,300	197,800	227,800	<u>260,400</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
12	179,500	199,400	228,900	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>	12	179,500	199,400	228,900	<u>261,300</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
13	180,600	201,000	230,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>	13	180,600	201,000	230,000	<u>262,200</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
14	181,800	202,700	231,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>	14	181,800	202,700	231,500	<u>263,100</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
15	183,100	204,400	233,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>	15	183,100	204,400	233,000	<u>263,900</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
16	184,400	206,100	234,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>	16	184,400	206,100	234,500	<u>264,700</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
17	185,700	207,400	236,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>	17	185,700	207,400	236,000	<u>265,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
18	187,400	209,000	237,500	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>	18	187,400	209,000	237,500	<u>266,300</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
19	189,100	210,600	239,000	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>	19	189,100	210,600	239,000	<u>267,300</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	
20	190,800	212,100	240,500	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>	20	190,800	212,100	240,500	<u>268,300</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>	
21	192,500	213,600	242,000	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>	21	192,500	213,600	242,000	<u>269,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>	
22	194,200	215,200	243,400	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>	22	194,200	215,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>	
23	195,800	216,800	244,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>	23	195,800	216,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	
24	197,400	218,400	246,200	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>	24	197,400	218,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>	
25	199,000	220,000	247,400	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>465,500</u>	25	199,000	220,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>	
26	200,500	221,700	248,600	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>468,600</u>	26	200,500	221,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>	
27	202,000	223,000	249,800	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>471,600</u>	27	202,000	223,000	249,800	<u>275,300</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>	
28	203,500	224,300	251,000	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>474,600</u>	28	203,500	224,300	251,000	<u>276,400</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>	
29	205,000	225,600	252,100	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>477,600</u>	29	205,000	225,600	252,100	<u>277,400</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>	
30	206,500	226,700	253,200	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>480,600</u>	30	206,500	226,700	253,200	<u>278,700</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>	
31	208,000	227,800	254,300	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>483,600</u>	31	208,000	227,800	254,300	<u>280,000</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>	
32	209,500	228,900	255,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>486,700</u>	32	209,500	228,900	255,400	<u>281,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>	

現行										改正案									
33	211,000	230,000	256,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>489,400</u>	33	211,000	230,000	256,400	<u>282,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>	
34	212,400	231,100	257,400	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>492,500</u>	34	212,400	231,100	257,400	<u>283,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>	
35	213,800	232,200	258,400	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>495,500</u>	35	213,800	232,200	258,400	<u>285,000</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>	
36	215,200	233,300	259,400	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>498,600</u>	36	215,200	233,300	259,400	<u>286,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>	
37	216,600	234,400	260,400	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>501,300</u>	37	216,600	234,400	260,400	<u>287,300</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>	
38	217,700	235,400	261,300	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>503,600</u>	38	217,700	235,400	261,300	<u>288,500</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>	
39	218,800	236,400	262,200	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>505,900</u>	39	218,800	236,400	262,200	<u>289,800</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>	
40	219,900	237,300	263,100	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>508,200</u>	40	219,900	237,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>	
41	220,900	238,200	263,900	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>510,200</u>	41	220,900	238,200	263,900	<u>292,400</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>	
42	221,800	239,100	264,700	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>511,600</u>	42	221,800	239,100	264,700	<u>293,400</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>	
43	222,700	239,900	265,500	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>513,100</u>	43	222,700	239,900	265,500	<u>294,400</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>	
44	223,600	240,700	266,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>514,500</u>	44	223,600	240,700	266,300	<u>295,500</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>	
45	224,500	241,400	267,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>515,700</u>	45	224,500	241,400	267,000	<u>296,600</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>	
46	225,300	242,000	267,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	<u>517,100</u>	46	225,300	242,000	267,800	<u>297,800</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>		
47	226,100	242,600	268,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	<u>518,600</u>	47	226,100	242,600	268,600	<u>298,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>		
48	226,900	243,200	269,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	<u>520,100</u>	48	226,900	243,200	269,300	<u>300,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>		
49	227,700	243,800	270,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	<u>521,200</u>	49	227,700	243,800	270,000	<u>301,300</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
50	228,400	244,400	270,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	<u>522,300</u>	50	228,400	244,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
51	229,100	245,000	271,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	<u>523,500</u>	51	229,100	245,000	271,600	<u>303,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
52	229,800	245,500	272,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	<u>524,700</u>	52	229,800	245,500	272,300	<u>305,200</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
53	230,500	246,000	273,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	<u>525,700</u>	53	230,500	246,000	273,000	<u>306,500</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		
54	231,100	246,400	273,800	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	<u>526,600</u>	54	231,100	246,400	273,800	<u>307,800</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		
55	231,700	246,700	274,600	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	<u>527,500</u>	55	231,700	246,700	274,600	<u>309,100</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		

現行											改正案										
56	232,300	247,000	275,300	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	<u>528,400</u>		56	232,300	247,000	275,300	<u>310,400</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>			
57	233,000	247,300	276,000	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	<u>529,200</u>		57	233,000	247,300	276,000	<u>311,700</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>			
58	233,500	247,600	276,700	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	<u>530,100</u>		58	233,500	247,600	276,700	<u>313,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>			
59	234,000	247,900	277,400	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	<u>530,800</u>		59	234,000	247,900	277,400	<u>314,300</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>			
60	234,500	248,200	278,100	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	<u>531,300</u>		60	234,500	248,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>			
61	235,000	248,500	278,800	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	<u>532,000</u>		61	235,000	248,500	278,800	<u>316,300</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>			
62	235,400	248,800	279,500	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		<u>532,600</u>		62	235,400	248,800	279,500	<u>317,600</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>			
63	235,800	249,100	280,200	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		<u>533,400</u>		63	235,800	249,100	280,200	<u>318,900</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>			
64	236,200	249,400	280,900	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		<u>534,000</u>		64	236,200	249,400	280,900	<u>320,200</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>			
65	236,600	249,700	281,500	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		<u>534,500</u>		65	236,600	249,700	281,500	<u>321,400</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>			
66	236,900	250,000	282,200	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>				66	236,900	250,000	282,200	<u>322,700</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>			
67	237,200	250,300	282,800	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>				67	237,200	250,300	282,800	<u>323,900</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>			
68	237,500	250,600	283,500	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>				68	237,500	250,600	283,500	<u>325,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>			
69	237,800	250,900	284,100	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>				69	237,800	250,900	284,100	<u>326,400</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>			
70	238,100	251,200	284,800	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>				70	238,100	251,200	284,800	<u>327,500</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>			
71	238,400	251,500	285,400	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>				71	238,400	251,500	285,400	<u>328,600</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>			
72	238,700	251,800	286,100	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>				72	238,700	251,800	286,100	<u>329,700</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>			
73	238,900	252,100	286,700	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>				73	238,900	252,100	286,700	<u>330,400</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>			
74	239,200	252,400	287,400	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>				74	239,200	252,400	287,400	<u>331,300</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>				
75	239,500	252,700	288,000	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>				75	239,500	252,700	288,000	<u>332,000</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>				
76	239,700	253,000	288,500	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>				76	239,700	253,000	288,500	<u>332,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>				
77	239,900	253,300	289,000	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>				77	239,900	253,300	289,000	<u>333,600</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>				
78	240,200	253,600	289,600	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>				78	240,200	253,600	289,600	<u>334,000</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>				

現行									改正案								
79	240,500	253,900	290,100	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>		79	240,500	253,900	290,100	<u>334,600</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
80	240,700	254,200	290,700	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>		80	240,700	254,200	290,700	<u>335,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
81	240,900	254,500	291,200	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>		81	240,900	254,500	291,200	<u>336,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
82	241,200	254,800	291,700	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>		82	241,200	254,800	291,700	<u>336,800</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
83	241,500	255,100	292,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>		83	241,500	255,100	292,300	<u>337,500</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
84	241,700	255,400	292,900	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>		84	241,700	255,400	292,900	<u>338,100</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
85	241,900	255,700	293,400	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>		85	241,900	255,700	293,400	<u>338,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
86	242,200	256,000	293,900	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			86	242,200	256,000	293,900	<u>339,200</u>				
87	242,500	256,300	294,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			87	242,500	256,300	294,300	<u>339,700</u>				
88	242,700	256,600	294,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			88	242,700	256,600	294,600	<u>340,300</u>				
89	242,900	256,900	294,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			89	242,900	256,900	294,800	<u>340,600</u>				
90	243,200	257,200	295,100	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			90	243,200	257,200	295,100	<u>341,100</u>				
91	243,500	257,500	295,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			91	243,500	257,500	295,300	<u>341,500</u>				
92	243,700	257,800	295,600	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			92	243,700	257,800	295,600	<u>341,900</u>				
93	243,900	258,100	295,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			93	243,900	258,100	295,800	<u>342,300</u>				
94	244,200		296,000	<u>346,000</u>					94	244,200		296,000	<u>342,800</u>				
95	244,500		296,300	<u>346,400</u>					95	244,500		296,300	<u>343,300</u>				
96	244,700		296,500	<u>346,800</u>					96	244,700		296,500	<u>343,800</u>				
97	244,900		296,800	<u>347,000</u>					97	244,900		296,800	<u>344,100</u>				
98	245,200		297,100	<u>347,400</u>					98	245,200		297,100	<u>344,500</u>				
99	245,400		297,400	<u>347,800</u>					99	245,400		297,400	<u>344,900</u>				
100	245,700		297,700	<u>348,200</u>					100	245,700		297,700	<u>345,300</u>				
101	245,900		298,000	<u>348,400</u>					101	245,900		298,000	<u>345,600</u>				

現行										改正案									
	102	246,100		298,300	<u>348,800</u>						102	246,100		298,300	<u>346,000</u>				
	103	246,400		298,600	<u>349,200</u>						103	246,400		298,600	<u>346,400</u>				
	104	246,700		299,000	<u>349,500</u>						104	246,700		299,000	<u>346,800</u>				
	105	246,900		299,200	<u>349,800</u>						105	246,900		299,200	<u>347,000</u>				
	106	247,200		299,400	<u>350,200</u>						106	247,200		299,400	<u>347,400</u>				
	107	247,500		299,700	<u>350,600</u>						107	247,500		299,700	<u>347,800</u>				
	108	247,700		300,100	<u>351,000</u>						108	247,700		300,100	<u>348,200</u>				
	109	247,900		300,300	<u>351,500</u>						109	247,900		300,300	<u>348,400</u>				
	110	248,200		300,600	<u>351,900</u>						110	248,200		300,600	<u>348,800</u>				
	111	248,500		301,000	<u>352,300</u>						111	248,500		301,000	<u>349,200</u>				
	112	248,700		301,400	<u>352,700</u>						112	248,700		301,400	<u>349,500</u>				
	113	248,900		301,600	<u>353,200</u>						113	248,900		301,600	<u>349,800</u>				
	114	249,200		301,900	<u>353,600</u>						114	249,200		301,900	<u>350,200</u>				
	115	249,500		302,200	<u>353,900</u>						115	249,500		302,200	<u>350,600</u>				
	116	249,700		302,500	<u>354,200</u>						116	249,700		302,500	<u>351,000</u>				
	117	249,900		302,700	<u>354,700</u>						117	249,900		302,700	<u>351,500</u>				
	118	250,200		303,000							118	250,200		303,000	<u>351,900</u>				
	119	250,500		303,300							119	250,500		303,300	<u>352,300</u>				
	120	250,700		303,600							120	250,700		303,600	<u>352,700</u>				
	121	250,900		303,800							121	250,900		303,800	<u>353,200</u>				
	122			304,200							122			304,200	<u>353,600</u>				
	123			304,600							123			304,600	<u>353,900</u>				
	124			304,900							124			304,900	<u>354,200</u>				

現行										改正案									
	125			305,100							125			305,100	354,700				
	126			305,300							126			305,300					
	127			305,600							127			305,600					
	128			306,000							128			306,000					
	129			306,200							129			306,200					
	130			306,400							130			306,400					
	131			306,700							131			306,700					
	132			307,000							132			307,000					
	133			307,400							133			307,400					
	134			307,600							134			307,600					
	135			307,900							135			307,900					
	136			308,200							136			308,200					
	137			308,500							137			308,500					
定 年 前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定 年 前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再 任 用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	再 任 用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
短 時 間		181,800	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	短 時 間		181,800	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
勤 務 職 員									448,000	勤 務 職 員									396,200
備考 略										備考 略									
別表第2										別表第2									
医療職給料表										医療職給料表									
職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級					職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級				
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				

現行						改正案					
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	291,400	<u>370,000</u>	<u>426,700</u>	<u>484,400</u>		1	291,400	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>
	2	293,700	<u>372,600</u>	<u>428,700</u>	<u>486,200</u>		2	293,700	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>
	3	296,000	<u>375,100</u>	<u>430,700</u>	<u>488,000</u>		3	296,000	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>
	4	298,200	<u>377,600</u>	<u>432,600</u>	<u>489,800</u>		4	298,200	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>
	5	300,300	<u>380,100</u>	<u>434,500</u>	<u>491,600</u>		5	300,300	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>
	6	303,800	<u>382,800</u>	<u>436,100</u>	<u>493,300</u>		6	303,800	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>
	7	307,300	<u>385,500</u>	<u>437,700</u>	<u>495,000</u>		7	307,300	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>
	8	310,700	<u>388,100</u>	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>		8	310,700	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>
	9	314,100	<u>390,200</u>	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>		9	314,100	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>584,400</u>
	10	317,600	<u>392,700</u>	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>		10	317,600	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>587,400</u>
	11	321,000	<u>395,200</u>	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>		11	321,000	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>	<u>590,400</u>
	12	324,400	<u>397,700</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>		12	324,400	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>	<u>593,400</u>
	13	327,800	<u>400,300</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>		13	327,800	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>	<u>596,400</u>
	14	331,300	<u>403,000</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>		14	331,300	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>	<u>599,400</u>
	15	334,700	<u>405,600</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>		15	334,700	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>	<u>602,400</u>
	16	338,100	<u>408,100</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>		16	338,100	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>	<u>605,400</u>
	17	341,500	<u>410,500</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>		17	341,500	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>	<u>608,400</u>
	18	344,600	<u>412,700</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>		18	344,600	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>	<u>611,400</u>
	19	347,700	<u>414,800</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>		19	347,700	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>	<u>614,400</u>
	20	350,800	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>		20	350,800	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>	<u>617,400</u>
	21	354,000	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>		21	354,000	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>	<u>620,400</u>
	22	357,100	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>		22	357,100	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>	<u>623,400</u>

現行						改正案					
	23	360,200	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>		23	360,200	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>	<u>626,400</u>
	24	363,200	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>		24	363,200	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>	<u>629,400</u>
	25	366,200	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>		25	366,200	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>	<u>632,400</u>
	26	368,500	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>		26	368,500	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>	<u>635,400</u>
	27	370,800	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>		27	370,800	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>	
	28	373,000	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>		28	373,000	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>	
	29	374,900	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>		29	374,900	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>	
	30	376,600	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>		30	376,600	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>	
	31	378,300	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>		31	378,300	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>	
	32	380,100	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>		32	380,100	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>	
	33	381,900	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>		33	381,900	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>	
	34	383,700	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>		34	383,700	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>	
	35	385,300	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>		35	385,300	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>	
	36	386,700	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>		36	386,700	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>	
	37	388,100	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>		37	388,100	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>	
	38	389,600	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>		38	389,600	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>	
	39	391,100	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>		39	391,100	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>	
	40	392,600	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>		40	392,600	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>	
	41	394,100	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>		41	394,100	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>	
	42	394,800	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>		42	394,800	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>	
	43	395,400	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>		43	395,400	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>	
	44	396,100	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>		44	396,100	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>	
	45	397,000	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>		45	397,000	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>	

現行						改正案					
	46	397,600	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>		46	397,600	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>	
	47	398,200	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>		47	398,200	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>	
	48	398,800	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>		48	398,800	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>	
	49	399,400	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>		49	399,400	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>	
	50	399,900	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>		50	399,900	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>	
	51	400,400	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>		51	400,400	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>	
	52	400,900	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>		52	400,900	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>	
	53	401,400	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>		53	401,400	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	
	54	401,800	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>		54	401,800	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>	
	55	402,200	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>		55	402,200	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>	
	56	402,600	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>		56	402,600	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>	
	57	403,000	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>		57	403,000	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>	
	58	403,400	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>		58	403,400	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>	
	59	403,800	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>		59	403,800	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>	
	60	404,200	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>		60	404,200	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>	
	61	404,600	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>		61	404,600	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>	
	62	405,000	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>		62	405,000	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>	
	63	405,400	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>		63	405,400	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>	
	64	405,800	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>		64	405,800	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>	
	65	406,100	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>		65	406,100	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>	
	66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>	<u>580,200</u>		66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>	
	67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>	<u>581,100</u>		67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>	
	68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>	<u>582,000</u>		68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>	

現行						改正案					
	69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>	<u>582,900</u>		69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>	
	70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>	<u>583,800</u>		70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>	
	71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>	<u>584,700</u>		71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>	
	72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>	<u>585,600</u>		72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>	
	73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>	<u>586,500</u>		73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>	
	74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>	<u>587,400</u>		74		<u>487,800</u>		
	75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>	<u>588,300</u>		75		<u>488,200</u>		
	76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>	<u>589,200</u>		76		<u>488,700</u>		
	77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>	<u>590,100</u>		77		<u>489,200</u>		
	78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>	<u>591,000</u>		78		<u>489,800</u>		
	79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>	<u>591,900</u>		79		<u>490,400</u>		
	80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>	<u>592,800</u>		80		<u>490,800</u>		
	81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>	<u>593,700</u>		81		<u>491,300</u>		
	82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>	<u>594,600</u>		82		<u>491,900</u>		
	83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>	<u>595,500</u>		83		<u>492,500</u>		
	84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>	<u>596,400</u>		84		<u>493,000</u>		
	85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>	<u>597,300</u>		85		<u>493,500</u>		
	86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>	<u>598,200</u>						
	87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>	<u>599,100</u>						
	88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>	<u>600,000</u>						
	89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>	<u>600,900</u>						
	90		<u>489,800</u>		<u>601,800</u>						
	91		<u>490,400</u>		<u>602,700</u>						

現行						改正案						
	92		<u>490,800</u>		<u>603,600</u>							
	93		<u>491,300</u>		<u>604,500</u>							
	94		<u>491,900</u>		<u>605,400</u>							
	95		<u>492,500</u>		<u>606,300</u>							
	96		<u>493,000</u>		<u>607,200</u>							
	97		<u>493,500</u>		<u>608,100</u>							
	98				<u>609,000</u>							
	99				<u>609,900</u>							
	100				<u>610,800</u>							
	101				<u>611,700</u>							
	102				<u>612,600</u>							
	103				<u>613,500</u>							
	104				<u>614,400</u>							
	105				<u>615,300</u>							
	106				<u>616,200</u>							
	107				<u>617,100</u>							
	108				<u>618,000</u>							
	109				<u>618,900</u>							
	110				<u>619,800</u>							
	111				<u>620,700</u>							
	112				<u>621,600</u>							
	113				<u>622,500</u>							
	114				<u>623,400</u>							

現行						改正案					
	115				<u>624,300</u>						
	116				<u>625,200</u>						
	117				<u>626,100</u>						
	118				<u>627,000</u>						
	119				<u>627,900</u>						
	120				<u>628,800</u>						
	121				<u>629,700</u>						
	122				<u>630,600</u>						
	123				<u>631,500</u>						
	124				<u>632,400</u>						
	125				<u>633,300</u>						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		301,700	344,400	399,500	473,300			301,700	344,400	399,500	473,300
備考 略						備考 略					

・成田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)		(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)	
第18条 略		第18条 略	
略		略	

現行			改正案		
第21条第2項	第5条第3項から第9項まで、 第9条の2から 第11条まで及び第11条の3	第10条、 <u>第11条</u> 及び第11条の3	第21条第2項	第5条第3項から第9項まで、 第9条の2及び <u>第10条</u>	第10条及び第11条の3
	略			略	

・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(扶養手当) 第5条 略 2 略 (1) 配偶者(届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。) (2)～(6) 略 (管理職員特別勤務手当) 第11条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間にあって、正規の勤務時	(扶養手当) 第5条 略 2 略 (1)～(5) 略 (管理職員特別勤務手当) 第11条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)に

現行	改正案
間以外の時間に勤務した管理職員に対しては、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定職員の適用除外) 第18条の2 第5条及び第5条の3の規定は、成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員、<u>成田市任期付職員の採用に関する条例(平成21年条例第5号)第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員</u>には、適用しない。 2 略	あって、正規の勤務時間以外の時間に勤務をした管理職員に対しては、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定職員の適用除外) 第18条の2 第5条の規定は、成田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。 <u>2 第5条及び第5条の3の規定は、成田市任期付職員の採用に関する条例(平成21年条例第5号)第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。</u> 3 略

○議案第7号資料

・成田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
(種類及び金額等) 第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第20までのとおりとする。 2 略 別表第7 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係手数料	(種類及び金額等) 第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第21までのとおりとする。 2 略 別表第7 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係手数料

現行			改正案		
手数料の種類	区分	金額	手数料の種類	区分	金額
建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要するエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機(以下この表において「確認等を要する昇降機」という。)に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>5,000円</u>	建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要するエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機(以下この表において「確認等を要する昇降機」という。)に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>9,000円</u>
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき <u>9,000円</u>		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき <u>19,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>14,000円</u>		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>33,000円</u>
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき <u>19,000円</u>		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき <u>43,000円</u>
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>34,000円</u>		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>71,000円</u>
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>48,000円</u>		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>100,000円</u>
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>140,000円</u>		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>280,000円</u>
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>240,000円</u>		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>410,000円</u>
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>460,000円</u>		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>800,000円</u>
備考 略			備考 1 略		

現行			改正案		
			<u>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)の建築物に関する確認申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第12の定めるところにより算定した建築物エネルギー消費性能適合判定手数料の額を加算した額とする。</u>		
略			略		
建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	1基につき <u>9,000円</u>	建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	1基につき <u>22,000円</u>
	小荷物専用昇降機(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	1基につき <u>4,000円</u>		小荷物専用昇降機(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	1基につき <u>8,000円</u>
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき <u>5,000円</u>		確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置場合の小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき <u>10,000円</u>
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1基につき <u>3,000円</u>		確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1基につき <u>6,000円</u>

現行			改正案		
	の小荷物専用昇降機			の小荷物専用昇降機	
工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。)	1基につき <u>8,000円</u>	工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。)	1基につき <u>20,000円</u>
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1基につき <u>4,000円</u>		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1基につき <u>8,000円</u>
建築物(特定工程に係る建築物を除く。)に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>10,000円</u>	建築物(特定工程に係る建築物を除く。)に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>21,000円</u>
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき <u>12,000円</u>		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき <u>27,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>16,000円</u>		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>37,000円</u>
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき <u>22,000円</u>		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき <u>52,000円</u>
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>36,000円</u>		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>85,000円</u>
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>50,000円</u>		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>110,000円</u>
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>120,000円</u>		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>170,000円</u>
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件につき <u>190,000円</u>		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	1件につき <u>270,000円</u>

現行			改正案		
	のもの			のもの	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 380,000円		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 550,000円
	略			略	
略			略		
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円	特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 50,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 35,000円		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 82,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 47,000円		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 110,000円		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 180,000円		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 260,000円

現行			改正案		
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>370,000円</u>		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>540,000円</u>
	略			略	
	略			略	
建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき <u>13,000円</u>	建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき <u>34,000円</u>
	小荷物専用昇降機	1基につき <u>8,000円</u>		小荷物専用昇降機	1基につき <u>19,000円</u>
工作物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料		1基につき <u>9,000円</u>	工作物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料		1基につき <u>22,000円</u>
建築物に関する中間検査申請手数料又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計(以下この項において「床面積の合計」という。)が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>9,000円</u>	建築物に関する中間検査申請手数料又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計(以下この項において「床面積の合計」という。)が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>18,000円</u>
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき <u>11,000円</u>		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき <u>24,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>15,000円</u>		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき <u>30,000円</u>
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき <u>20,000円</u>		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき <u>39,000円</u>

現行			改正案		
	床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超え <u>1,000平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>33,000円</u>		床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え <u>1,000平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>56,000円</u>
	床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> を超え <u>2,000平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>45,000円</u>		床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> を超え <u>2,000平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>77,000円</u>
	床面積の合計が <u>2,000平方メートル</u> を超え <u>10,000平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>100,000円</u>		床面積の合計が <u>2,000平方メートル</u> を超え <u>10,000平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>150,000円</u>
	床面積の合計が <u>10,000平方メートル</u> を超え <u>50,000平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>160,000円</u>		床面積の合計が <u>10,000平方メートル</u> を超え <u>50,000平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>260,000円</u>
	床面積の合計が <u>50,000平方メートル</u> を超えるもの	1件につき <u>330,000円</u>		床面積の合計が <u>50,000平方メートル</u> を超えるもの	1件につき <u>540,000円</u>
略			略		

別表第11

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係手数料

手数料の種類	区分		金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る低炭素建築物新築等計画について	略	

別表第11

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係手数料

手数料の種類	区分		金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る低炭素建築物新築等計画について	略	

現行			改正案		
	て、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以			て、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以	

現行			改正案		
	外の部分を含んだ建築物（以下この項において「複合建築物」という。）の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建			外の部分を含んだ建築物（以下この項において「複合建築物」という。）の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判	

現行			改正案		
	建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲			定機関により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲	

現行					改正案				
	げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合					認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合			
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年 経済産業省 国土交通省 令第	略 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件 に つ き 19,000円	その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年 経済産業省 国土交通省 令第	略 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件 に つ き 19,000円

現行						改正案					
			1号)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法の場合				1号)第10条第2号イ(2)に規定する評価方法の場合				
							建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する評価方法の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき25,000円		
								床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき28,000円		
			その他の場合	床面積の合計が200平方	1件につき34,000円		その他の場合	床面積の合計が200平方	1件につき34,000円		

現行						改正案					
				メートル 未満の もの						メートル 未満の もの	
				略						略	
		共同住 宅等	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10条 第2号イ (2)及びロ (2)に規定 する評価 方法の場 合	床面積の 合計が 5,000 平 方メート ル以上の もの	1 件 に つ き 152,000円			共同住 宅等	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10条 第2号イ (2)及びロ (2)に規定 する評価 方法の場 合	床面積の 合計が 5,000 平 方メート ル以上の もの	1 件 に つ き 152,000円
									建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10条 第2号イ (1)及びロ	床面積の 合計が 300 平方 メートル 未満のも の	1 件 に つ き 50,000円
										床面積の 合計が	1 件 に つ き 84,000円

現行						改正案					
									(2)又はイ (2)及びロ (1)に規定 する評価 方法の場 合	300平方 メートル 以上 2,000平 方メート ル未満の もの	
										床面積の 合計が 2,000平 方メート ル以上 5,000平 方メート ル未満の もの	1件につき 145,000円
										床面積の 合計が 5,000平 方メート ル以上の もの	1件につき 212,000円
			その他の 場合	床面積の 合計が	1件につき 67,000円				その他の 場合	床面積の 合計が	1件につき 67,000円

現行					
				300 平方メートル未満のもの	
				略	
		略			
	略				
略					

別表第12

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

手数料の種類	区分	金額
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		

改正案					
				300 平方 メートル 未満のも の	
				略	
		略			
		略			
	略				

別表第12

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

手数料の種類	区分			金額
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 17,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円

現行			改正案		
				イ (2) 及びロ (2) に 規定す る評価 方法の 場合	
				建築物 エネルギー ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第2号 イ (1) 及びロ (2) 又 は イ (2) 及 び ロ (1) に	床面積の合計が200平方メート ル未満のもの 1件につき 25,000円 床面積の合計が200平方メート ル以上のもの 1件につき 28,000円

現行			改正案			
				規定する評価方法の場合		
				その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
			共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この表において「共同住宅等」という。）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に規定する評価方法の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 56,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 101,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 152,000円

現行			改正案		
				場合	
				建築物 エネルギー ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第2号 イ(1) 及びロ (2)又 はイ (2)及 びロ (1)に 規定す る評価 方法の 場合	床面積の合計が300平方メート ル未満のもの 1件につき <u>50,000円</u>
					床面積の合計が300平方メート ル以上2,000平方メートル未満 のもの 1件につき <u>84,000円</u>
					床面積の合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メートル未 満のもの 1件につき <u>145,000円</u>
					床面積の合計が5,000平方メー トル以上のもの 1件につき <u>212,000円</u>
				その他 の場合	床面積の合計が300平方メート ル未満のもの 1件につき <u>67,000円</u>

現行				改正案			
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 112,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 191,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 273,000円
建築物 (非住宅部分に限る。) の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに規定する評価方法の場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円	建築物の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに規定する評価方法の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 19,000円
		略				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 215,000円		略		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
	その他	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき		その他	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき

現行					改正案				
	増殖場 若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物の場合	の場合	ル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円	卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物（以下この表において「特定非住宅建築物」という。）	の場合	ル未満のもの	23,000円	
			略				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 30,000円	
			略				略		
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 224,000円	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 224,000円					
その他	建築物		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	一戸建	建築物	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	

現行				改正案				
	<u>の場合</u>	エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに規定する評価方法の場合	ル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円	<u>ての住宅、共同住宅等及び特定非住宅建築物以外の建築物（以下この表において「一般非住宅建築物」という。）</u>	エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに規定する評価方法の場合	<u>ル未満のもの</u>	<u>85,000円</u>
							床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき108,000円
		略		略				
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき423,000円	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		1件につき423,000円		
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき277,000円	その他の場合	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき221,000円</u>		

現行					改正案		
						共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。 2 共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物(以下この表において「複合建築物」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。	
建築物エネルギー消費性能適合				1件につき 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に	建築物エネルギー消費性能確保		1件につき 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に

現行			改正案		
性 判 定 変 更 手 数 料		定める額に2分の1を乗じて得た額	計 画 の 変 更 に 関 す る 適 合 性 判 定 手 数 料		定める額に2分の1を乗じて得た額
				備考 1 共同住宅等に係る申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する適合性判定手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設のみに供するものである場合にあつては特定非住宅建築物と、その他の場合にあつては一般非住宅建築物とそれぞれみなして、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。	

現行			改正案		
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料		1件につき 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料		1件につき 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
			備考	1 共同住宅等に係る申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、	

現行			改正案		
				<u>水産物の増殖場若しくは養殖場，卸売市場，火葬場又はと畜場，汚染処理場，ごみ焼却場その他の処理施設のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と，その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして，建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ，それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。</u>	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について， <u>共同住宅，長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅(以下この表において「共同住宅等」という。)</u> 及び <u>一戸建ての住宅以外の建築物(以下この表において「非住宅建築物」という。)</u> 並びに <u>共同住宅等に住宅以外の部</u>	略	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について， <u>特定非住宅建築物及び一般非住宅建築物(以下この表において「非住宅建築物」という。)</u> 並びに <u>複合建築物の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定す</u>	略

現行	改正案
分を含んだ建築物(以下この表において「複合建築物」という。) の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。) により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する<u>法律第5条第1項</u>に規定する登録	る登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。) により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する<u>法律第5条第1項</u>に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。) により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第30条第1項各号</u>に掲げる

現行					改正案				
	住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合					基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合			
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定め	略		その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定め	略	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円

現行						改正案					
			る 省 令 第 10 条 第2号イ (2) 及び ロ (2) に 規 定 す る 評 価 方 法 の 場 合					る 省 令 第 10 条 第2号イ (2) 及び ロ (2) に 規 定 す る 評 価 方 法 の 場 合			
								建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 10 条 第2号イ (1) 及び ロ (2) 又 は イ (2) 及 び ロ (1) に 規 定 す る	床面積の合 計が 200 平 方メートル 未満のもの	1件につき 25,000円	
									床面積の合 計が 200 平 方メートル 以上のもの	1件につき 28,000円	

現行						改正案							
				その 他 の場合	床面積の合 計が 200 平 方メートル 未満のもの	1件につき 34,000円				評 価 方 法 の 場 合			
					略					そ の 他 の場合	床面積の合 計が 200 平 方メートル 未満のもの	1件につき 34,000円	
					略								
			共 同 住 宅 等	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (2) 及 び ロ (2) に 規 定 す る 評 価 方 法 の 場 合	略					共 同 住 宅 等	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (2) 及 び ロ (2) に 規 定 す る 評 価 方 法 の 場 合	略	
					床面積の合 計が 5,000 平方メート ル以上のも の	1件につき 152,000円						床面積の合 計が 5,000 平方メート ル以上のも の	1件につき 152,000円
									建 築 物	床面積の合	1件につき		

現行						改正案					
								エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する評価方法の場合	計が300平方メートル未満のもの	50,000円	
									床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円	
									床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 145,000円	
									床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 212,000円	
			その他の場合	床面積の合計が300平方	1件につき 67,000円			その他の場合	床面積の合計が300平方	1件につき 67,000円	

現行					改正案					
				方メートル 未満のもの				方メートル 未満のもの		
				略				略		
				略				略		
	備考				備考					
	1・2 略					1・2 略				
	3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。					3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。				
	4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。					4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。				
建築物エネルギー消費性能向上				略	建築物エネルギー消費性能向上				略	
	備考					備考				
	1・2 略					1・2 略				
	3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費					3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費				

現行				改正案			
計 画 変 更 認 定 申 請 手 数 料	性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。			計 画 変 更 認 定 申 請 手 数 料	性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。		
	4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合について準用する。				4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があった場合について準用する。		
建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 認 定 申 請 手 数 料	申請に係る建築物について、非住宅建築物及び複合建築物の住宅以外の部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる	一戸建ての住宅		1件につき			
				5,000円			
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき			
				10,000円			
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき				
			20,000円				
		床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件につき				
			44,000円				

現行					改正案				
	建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合又は次に掲げる書類が提出された場合		5,000 平方メートル未満のもの						
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	1件につき 78,000円					
		非住宅建築物	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円					
			床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円					
	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 1 項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)		床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方	1件につき 26,000円					

現行				改正案	
	<u>第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けたことを証する書類</u> イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する認定		メートル未満のもの		
			床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき 78,000円	
			床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	1件につき 124,000円	
			床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	1件につき 156,000円	
			床面積の合計	1件につき	

現行					改正案				
	<u>に係る都市</u> <u>の低炭素化</u> <u>の促進に関</u> <u>する法律施</u> <u>行規則(平成</u> <u>24年国土交</u> <u>通省令第86</u> <u>号)第43条第</u> <u>2項に規定</u> <u>する通知書</u> <u>の写し及び</u> <u>検査済証の</u> <u>交付を受け</u> <u>たことを証</u> <u>する書類</u> <u>ウ ア及びイ</u> <u>に掲げるも</u> <u>ののほか、</u> <u>これに類す</u> <u>るものとし</u> <u>て市長が定</u> <u>めるもの</u>		<u>計が25,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上のも</u> <u>の</u>	<u>195,000円</u>					
	<u>その他の場合</u>	<u>一 戸</u> <u>建 て</u>	<u>建 築 物</u> <u>エ ネ ル</u>	<u>床面積の合</u> <u>計が200平</u>	<u>1件につき</u> <u>17,000円</u>				

現行						改正案					
		の住宅	消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に規定する評価方法の場合	方メートル未満のもの							
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円						
			その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円						
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円						

現行					改正案
		共 同 住 宅 等	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第1条第 1項第2 号イ(2) 及びロ (2)又は イ(3)及 びロ(3) に 規 定 す る 評 価 方 法 の 場 合	床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	1件につき 32,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満のも の	1件につき 56,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メート ル以上 5,000平方 メートル未 満のもの	1件につき 101,000円
				床面積の合 計が5,000 平方メート ル以上のも の	1件につき 152,000円
			そ の 他	床面積の合	1件につき

現行						改正案					
			<u>の場合</u>	<u>計が 300 平方メートル未満のもの</u>	<u>67,000円</u>						
				<u>床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>112,000円</u>						
				<u>床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>191,000円</u>						
				<u>床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>273,000円</u>						
		<u>非住宅建築</u>	<u>建築物エネルギー</u>	<u>床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>85,000円</u>						

現行					改正案				
		建築物	エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する評価方法の場合	方メートル未満のもの					
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 108,000円					
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 142,000円					
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円					
			床面積の合計	1件につき					

現行						改正案					
				計が <u>5,000</u>	<u>300,000円</u>						
				平方メートル以上							
				<u>10,000平方メートル未満のもの</u>							
				床面積の合計が <u>10,000</u>	<u>1件につき</u> <u>361,000円</u>						
				平方メートル以上							
				<u>25,000平方メートル未満のもの</u>							
				床面積の合計が <u>25,000</u>	<u>1件につき</u> <u>423,000円</u>						
				平方メートル以上のもの							
			その他の場合	床面積の合計が <u>300</u> 平方メートル未満のもの	<u>1件につき</u> <u>221,000円</u>						
				床面積の合計が <u>300</u> 平	<u>1件につき</u> <u>277,000円</u>						

現行					改正案				
				方メートル 以上 <u>1,000</u> 平方メートル未満のもの					
				床面積の合計が <u>1,000</u> 平方メートル以上 <u>2,000</u> 平方メートル未満のもの	1件につき <u>358,000円</u>				
				床面積の合計が <u>2,000</u> 平方メートル以上 <u>5,000</u> 平方メートル未満のもの	1件につき <u>511,000円</u>				
				床面積の合計が <u>5,000</u> 平方メートル以上 <u>10,000</u> 平方	1件につき <u>629,000円</u>				

現行					改正案				
				メートル未満のもの					
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 743,000円				
				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 848,000円				
備考									
1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。									
2 複合建築物の場合の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合									

現行			改正案		
	<u>にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</u>				
別表第16			別表第16		
宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)関係手数料			宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)関係手数料		
手数料の種類	区分	金額	手数料の種類	区分	金額
<u>宅地造成工事許可申請手数料</u>	<u>切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 12,000円</u>	<u>中間検査申請手数料</u>	<u>盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 3,300円</u>
	<u>切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 21,000円</u>		<u>盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 6,200円</u>
	<u>切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 31,000円</u>		<u>盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 11,900円</u>
	<u>切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 47,000円</u>		<u>盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 23,300円</u>

現行			改正案		
	切土又は盛土をする土地の面積が <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>67,000円</u>		盛土又は切土をする土地の面積が <u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>40,500円</u>
	切土又は盛土をする土地の面積が <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>110,000円</u>		盛土又は切土をする土地の面積が <u>100,000平方メートルを超えるもの</u>	1件につき <u>57,700円</u>
	切土又は盛土をする土地の面積が <u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>170,000円</u>			
	切土又は盛土をする土地の面積が <u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>250,000円</u>			
	切土又は盛土をする土地の面積が <u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>340,000円</u>			
	切土又は盛土をする土地の面積が <u>100,000平方メートルを超えるもの</u>	1件につき <u>420,000円</u>			
宅地造成工事計		1件につき 次に掲げる額			

	現行	改正案
<u>画変更許可申請 手数料</u>	を合算した額(その額が 420,000円を超える場合に あつては、420,000円) ア 宅地造成に関する工 事の設計の変更(イに規 定する変更のみに該当 する場合を除く。) 変 更前の切土又は盛土を する土地の面積(イに規 定する変更がない場合 であつて、切土又は盛 土をする土地の縮小を 伴うときは、縮小後の 切土又は盛土をする土 地の面積)に応じ、宅地 造成工事許可申請手数 料の額に10分の1を乗 じて得た額 イ 切土又は盛土をする 新たな土地に係る宅地 造成に関する工事の設 計の変更 当該切土又 は盛土をする新たな土 地の面積に応じ、宅地	

現行			改正案					
		造成工事許可申請手数料の額 ウ そ の 他 の 変 更 10,000円	別表第17 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法関係手数料 <table><tr><th>手数料の種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>宅地造成工事計画変更許可申請手数料</td><td> 1件につき 次に掲げる額を合算した額(その額が420,000円を超える場合にあっては、 420,000円) (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更((2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。) 次に掲げる変更前の切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときは、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 500平方メートル以内のもの 1,200円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2,100円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 3,100円 エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 4,700円 </td></tr></table>		手数料の種類	金額	宅地造成工事計画変更許可申請手数料	1件につき 次に掲げる額を合算した額(その額が420,000円を超える場合にあっては、 420,000円) (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更((2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。) 次に掲げる変更前の切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときは、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 500平方メートル以内のもの 1,200円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2,100円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 3,100円 エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 4,700円
手数料の種類	金額							
宅地造成工事計画変更許可申請手数料	1件につき 次に掲げる額を合算した額(その額が420,000円を超える場合にあっては、 420,000円) (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更((2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。) 次に掲げる変更前の切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときは、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 500平方メートル以内のもの 1,200円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2,100円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 3,100円 エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 4,700円							

現行	改正案
	オ <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 6,700円</u> カ <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 11,000円</u> キ <u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 17,000円</u> ク <u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 25,000円</u> ケ <u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 34,000円</u> コ <u>100,000平方メートルを超えるもの 42,000円</u> (2) <u>切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更 当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、(1)に定める額に10を乗じて得た額</u> (3) <u>その他の変更 10,000円</u>
別表第17～別表第20 略	別表第18～別表第21 略

○議案第8号資料

・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に	第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に

現行	改正案
規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)にあつては1人とする。	規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)にあつては1人とする。
2 略 (特定教育・保育施設等との連携等) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満3歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携及び協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な	2 略 (特定教育・保育施設等との連携等) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満3歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携及び協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な

現行	改正案
特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 <u>市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件を満たすときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援の連携及び協力を行う者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援の連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援の連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号に規定する保育内容支援の連携及び協力を行う者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲</u>

現行	改正案
2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u>	<u>げる事項に係る連携及び協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすと</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育の連携及び協力を行う者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育の連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育の連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育の連携及び協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育の連携及び協力を行う者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号に規定する代替保育の連携及び協力を行う者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u>

現行	改正案
(2) 略 <u>4～9</u> 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(2) 略 <u>6～11</u> 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(保育所等との連携等) 第7条 略 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引	(保育所等との連携等) 第7条 略 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引

現行	改正案
き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすと認めるときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件を満たすときは、<u>前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援の連携及び協力を行う者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援の連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援の連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号に規定する保育内容支援の連携及び協力を行う者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携及び協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれか</u>を満たすときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育の連携及び協力を行う者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育の連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>

現行	改正案
2 <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3. <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) 略 4・5 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>イ 代替保育の連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育の連携及び協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育の連携及び協力を行う者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号に規定する代替保育の連携及び協力を行う者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 6・7 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

○議案第9号資料

・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(食事の提供の特例) 第17条 略 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	(食事の提供の特例) 第17条 略 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略

・成田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(従業者の員数) 第151条 略 2～12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。), 指定短期入所生活介護事業所等, 指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては, 当該併設される事業所	(従業者の員数) 第151条 略 2～12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。), 指定短期入所生活介護事業所等, 指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては, 当該併設される事業所

現行	改正案
の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略	の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略

○議案第11号資料

・成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																	
(名称, 位置及び定員)	(名称, 位置及び定員)																																	
第3条 略	第3条 略																																	
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>成田市成田第二児童ホーム</td><td>成田市幸町948番地1</td><td>40人</td></tr><tr><td>成田市加良部児童ホーム</td><td>成田市加良部6丁目8番地</td><td>50人</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名称	位置	定員	略			成田市成田第二児童ホーム	成田市幸町948番地1	40人	成田市加良部児童ホーム	成田市加良部6丁目8番地	50人	略			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>成田市成田第二児童ホーム</td><td>成田市幸町948番地1</td><td>40人</td></tr><tr><td>成田市成田第三児童ホーム</td><td>成田市幸町948番地1</td><td>40人</td></tr><tr><td>成田市加良部児童ホーム</td><td>成田市加良部6丁目8番地</td><td>50人</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名称	位置	定員	略			成田市成田第二児童ホーム	成田市幸町948番地1	40人	成田市成田第三児童ホーム	成田市幸町948番地1	40人	成田市加良部児童ホーム	成田市加良部6丁目8番地	50人	略		
名称	位置	定員																																
略																																		
成田市成田第二児童ホーム	成田市幸町948番地1	40人																																
成田市加良部児童ホーム	成田市加良部6丁目8番地	50人																																
略																																		
名称	位置	定員																																
略																																		
成田市成田第二児童ホーム	成田市幸町948番地1	40人																																
成田市成田第三児童ホーム	成田市幸町948番地1	40人																																
成田市加良部児童ホーム	成田市加良部6丁目8番地	50人																																
略																																		

○議案第12号資料

・成田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
(課税額) 第2条 略 2 略 3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.59</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 略 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により	(課税額) 第2条 略 2 略 3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.81</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 略 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により

現行	改正案
被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 <u>18,100円</u> (2) 特定世帯 <u>9,050円</u> (3) 特定継続世帯 <u>13,575円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.72</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人につい	被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 <u>19,100円</u> (2) 特定世帯 <u>9,550円</u> (3) 特定継続世帯 <u>14,325円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.13</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.77</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人につい

現行	改正案
て<u>15,300円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>14,700円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,670円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,335円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>9,503円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,530円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>10,710円</u> (2) 略	て<u>15,700円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>15,470円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,370円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,685円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,028円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,090円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>10,990円</u> (2) 略

現行	改正案
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>10,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,050円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,525円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,788円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>3,950円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>7,650円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>11,050円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,550円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,775円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,163円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>4,350円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>7,850円</u>
(3) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>4,200円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,620円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,810円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,715円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について	(3) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>4,420円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,820円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,910円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,865円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について

現行	改正案
<u>1,580円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>3,060円</u> 2 略 (1) 略 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,250円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,400円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,500円</u> (2) 略 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,185円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,975円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,160円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,950円</u>	<u>1,740円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>3,140円</u> 2 略 (1) 略 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,315円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,525円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,050円</u> (2) 略 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,305円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,175円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,480円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,350円</u>

○議案第13号資料

・成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案								
別表第5	別表第5								
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	名称	位置	略		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	名称	位置	略	
名称	位置								
略									
名称	位置								
略									

現行		改正案	
野馬込集会施設	成田市野馬込491番地1	野馬込集会施設	成田市野馬込491番地1
御林集会施設	成田市七沢311番地12	つつじヶ丘集会施設	成田市高862番地10
つつじヶ丘集会施設	成田市高862番地10	略	
略			

○議案第15号資料

・成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<u>成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例</u> 目次 第1章 総則(第1条—第6条) 第2章 特定事業の規制(第7条—第31条) 第3章 雑則(第32条—第37条) 第4章 罰則(第38条—第41条) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及び堆積行為(以下「特定事業」という。)並びに土砂等の土質について、必要な規制を行うことにより、<u>自然環境及び生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。</u>	<u>成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例</u> 目次 第1章 総則(第1条—第7条) 第2章 特定事業の規制(第8条—第30条) 第3章 雑則(第31条—第36条) 第4章 罰則(第37条—第40条) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及び堆積行為(以下「特定事業」という。)について、必要な規制を行うことにより、<u>土壌の汚染を防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。</u>

現行	改正案
(用語の意義) 第2条 略 (1) <u>土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものをいう。</u> (2) <u>採取土砂 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂をいう。</u> (3) <u>残土 土砂等のうち、採取土砂以外のものをいう。</u> (4) <u>特定事業区域 特定事業を行う土地の区域をいう。</u> (5) <u>一時堆積特定事業 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行うものをいう。</u> (6) <u>特定事業場 一時堆積特定事業に供する施設及びその特定事業区域をいう。</u> (7) <u>事業主等 特定事業を行う者(請負契約により特定事業を行う者を含む。)及び特定事業区域内の土地の所有者並びに一時堆積特定事業の場合にあっては、特定事業場内の土地の所有者をいう。</u> (事業主等の責務) 第3条 <u>事業主等は、特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。</u>	(用語の意義) 第2条 略 (1) <u>土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものをいう。</u> (2) <u>特定事業区域 特定事業を行う土地の区域をいう。</u> (3) <u>事業主 特定事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。</u> (4) <u>工事施行者 特定事業に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。</u> (事業主等の責務) 第3条 <u>事業主及び工事施行者は、特定事業による土壌の汚染を未然に防止する責務を有する。</u>

現行	改正案
2 事業主等は、特定事業に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。 (排出事業者等の責務) 第4条 残土が発生する工事を行う者は、特定事業に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)に適合しない残土を特定事業の用に供することのないよう努めなければならない。 2 土砂等を運搬する者は、特定事業に使用される残土を運搬しようとするときは、当該残土の汚染状況を確認し、特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある残土を運搬することのないよう努めなければならない。 (市の責務) 第5条 略 2 市は、第9条に規定する協議があつたときは、当該協議に係る特定事業区域が属する地区の区長等地区を代表する者に、当該協議の内容に関する情報を提供しなければならない。 第6条 略 (特定事業の許可) 第7条 事業主等は、次に掲げる特定事業を除き、許認可行為(法令等に基づき許	2 事業主及び工事施行者は、特定事業に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。 (土地の所有者の責務) 第4条 土地の所有者は、特定事業を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのないことを確認し、当該おそれのある特定事業を行う者に対して当該土地を提供することがないようにしなければならない。 (排出事業者等の責務) 第5条 土砂等が発生する工事を行う者は、特定事業に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)に適合しない土砂等を特定事業の用に供することのないよう努めなければならない。 2 土砂等を運搬する者は、特定事業に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。 (市の責務) 第6条 略 第7条 略

現行	改正案
<u>可又は認可を要する行為であって、規則で定めるものをいう。次条において同じ。)</u>を伴わない特定事業であって、<u>特定事業区域の面積が500平方メートル以上(500平方メートルに満たない特定事業であっても、特定事業区域に隣接する土地において、当該特定事業を行う日前3年以内に特定事業が行われ、又は行っている場合においては、当該特定事業区域と既に行われ、又は行っている特定事業区域の面積を合算して500平方メートル以上になるときを含む。ただし、事業主等のいずれもが異なる場合は、この限りでない。)</u>のものを<u>行おうとするときは、特定事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。</u> <u>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業(第16条第1号において「公共特定事業」という。)</u> <u>(2) 採取土砂の販売を目的とする一時堆積特定事業</u> <u>2 市長は、前項の許可をするときは、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な条件を付することができる。</u> <u>(土質に関する許可等)</u> <u>第8条 事業主等は、残土を用いて許認可行為を伴う特定事業を行おうとするときは、当該残土を用いることについて、特定事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。</u>	<u>(土質に関する許可等)</u> <u>第8条 事業主は、次に掲げるものを除き、特定事業であって特定事業区域の面積が500平方メートル以上のものを行おうとするときは、あらかじめ特定事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。</u> <u>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業(第15条第1号において「公共特定事業」という。)</u> <u>(2) 他の場所への搬出を目的として行う土砂等の堆積行為(一定期間の経過後に土砂等を除却するものに限る。)</u> <u>(3) 通常管理行為として行う特定事業で規則で定めるもの</u>

現行	改正案
<u>2 事業主等は、採取土砂のみを用いて許認可行為を伴う特定事業を行おうとするときは、当該採取土砂を用いることについて、特定事業区域ごとに市長に届け出なければならない。</u> <u>(事前協議)</u> <u>第9条 第7条第1項、前条第1項、第12条第1項若しくは第13条第1項の許可を受け、又は前条第2項の規定による届出をしようとする事業主等は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書類及び図面(第12条第1項又は第13条第1項の許可を受けようとする場合にあっては、変更に係るものに限る。)により、市長に協議しなければならない。</u> <u>(1) 特定事業計画書</u> <u>(2) 特定事業区域(一時堆積特定事業の場合にあっては、特定事業場。次号並びに次条第1項第8号、第12号及び第13号並びに第11条第1項第2号及び第10号から第13号まで並びに第17条第1項において同じ。)の土地の登記事項証明書</u> <u>(3) 特定事業区域及びその周辺の土地に係る公図の写しで、特定事業区域に隣接する土地の所有者を記したもの</u> <u>(4) 特定事業区域の位置図</u> <u>(5) 土砂等の搬入計画</u> <u>(6) 特定事業区域の現況平面図及び断面図</u> <u>(7) 特定事業区域の計画平面図及び断面図</u>	<u>2 市長は、前項の許可をするときは、生活環境の保全を図るため、必要な条件を付することができる。</u> <u>(特定事業に係る土地所有者等の同意)</u> <u>第9条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、次条第1項第1号から第11号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施行の妨げとなる権利を有する者(前項に規定する土地の所有者を除く。)の同意を得なければならない。</u>

現行	改正案
(8) <u>特定事業に使用する土砂等の予定量の計算書</u> (9) <u>特定事業区域の表土の地質の状況(表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)</u> (10) <u>住民説明会の計画書(前条の特定事業を除く。)</u> (11) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面</u> 2 <u>市長は、前項の規定による協議が整ったときは、その旨を事業主等に通知するものとする。</u> (許可の申請等) 第10条 <u>事業主等は、第7条第1項の許可を受けようとするときは、第1号から第9号までに掲げる事項を記載した申請書に、第10号から第13号までに掲げる書類及び図面、前条第2項の規定による通知並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u> (1) <u>氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (2) 略 (3) <u>現場事務所(土砂等の搬入(一時堆積特定事業の場合にあっては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名</u>	(許可の申請等) 第10条 <u>事業主は、第8条第1項の許可を受けようとするときは、第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申請書に、第11号及び第12号に掲げる書類及び図面並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u> (1) <u>事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (2) <u>特定事業の目的</u> (3) 略 (4) <u>工事施行者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (5) <u>現場事務所(土砂等の搬入を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名</u>

現行	改正案
(4)～(6) 略 (7) <u>特定事業を行っている間において、特定事業区域外への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</u> (8) 略 (9) <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> (10) 略 (11) <u>住民説明会の報告書</u> (12) <u>特定事業区域に隣接する土地の所有者(事業主等を除く。次条第1項第12号において同じ。)全ての承諾書</u> (13) <u>特定事業区域から300メートル以内に居住する世帯の世帯主の総数の10分の8以上の承諾書</u> 2 <u>事業主等は、一時堆積特定事業に係る第7条第1項の許可を受けようとするときは、前項(第4号を除く。)に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u> (1) <u>一時堆積特定事業に使用する土砂等の搬入及び搬出の年間予定量</u> (2) <u>一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造</u> 3 市長は、<u>前各項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主等に通知するものとする。</u>	(6)～(8) 略 (9) <u>特定事業区域の表土の地質の状況(表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)</u> (10) 略 (11) 略 (12) <u>前条に規定する同意を得たことを証する書面</u> 2 市長は、<u>前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主に通知するものとする。</u>

現行	改正案
4 事業主等は、第8条第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定事業の目的 (3) 特定事業区域の位置及び面積 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主等に通知するものとする。 6 事業主等は、第8条第2項の規定により届け出ようとするときは、第4項各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。 (許可の基準) 第11条 市長は、第7条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。 (1) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。 ア 第25条又は第28条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第26条第1項又は第27条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る成田市行政手続条例(平成9年条例第1号)第15条の規定による通知のあった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談	(許可の基準) 第11条 市長は、第8条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。 (1) 第9条に規定する同意を得ていること。

現行	改正案
<u>役、顧問いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、事業主等が第26条第1項第1号又は第6号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りではない。</u> <u>ウ 特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u> <u>エ 成田市暴力団排除条例(平成24年条例第39号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)</u> <u>オ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。)がアからエまでのいずれかに該当するもの</u> <u>カ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u> <u>キ 個人で規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u> <u>ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者</u> <u>(2) 特定事業により、特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障が生じないこと。</u> <u>(3) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</u>	

現行	改正案
(4) 略 (5) <u>特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)が特定していること。</u> (6) <u>特定事業が3年(一時堆積特定事業の場合にあっては、1年)以内に完了するものであること。</u> (7) 略 (8) <u>特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。ただし、一時堆積特定事業の場合であって、当該表土と使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められるときは、この限りでない。</u> (9) <u>前条第1項第6号の特定事業に使用する土砂等の搬入計画において、第7条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の搬入を開始する計画となっていること。</u> (10) <u>特定事業を行っている間において、特定事業区域外への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</u> (11) 略 (12) <u>特定事業区域に隣接する土地の所有者全ての承諾を得ていること。</u> (13) <u>特定事業区域から300メートル以内に居住する世帯の世帯主の総数の10分の8以上の承諾を得ていること。</u> 2 <u>市長は、第7条第1項の許可の申請が一時堆積特定事業によるものである場合にあっては、当該申請が前項各号(第3号、第5号及び第10号を除く。)及び次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</u>	(2) 略 (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。 (4) 略 (5) 特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。 (6) <u>前条第1項第8号の特定事業に使用する土砂等の搬入計画において、第8条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の搬入を開始する計画となっていること。</u> (7) 略

現行	改正案
<u>(1) 特定事業場の構造が、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</u> <u>(2) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</u> <u>3 市長は、第8条第1項の許可の申請に係る残土が安全基準に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</u> <u>(特定事業の変更許可等)</u> <u>第12条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、第10条第1項各号(第11号から第13号までを除く。)又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u> <u>2 前項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u> <u>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> <u>(2) 変更の内容及びその理由</u> <u>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主等に通知するものとする。</u> <u>4 第7条第1項の許可に係る特定事業の期間の変更は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えることができない。</u> <u>5 第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積の変更は、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えることができない。</u>	

現行	改正案
6 <u>第7条第1項の許可に係る一時堆積特定事業は、特定事業区域の面積を変更することができない。</u> 7 <u>第7条第2項並びに前条第1項(第9号を除く。)及び第2項の規定は、第1項の許可について準用する。</u> 8 <u>第7条第1項の許可を受けた事業主等は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。</u> (1) <u>氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (2) <u>変更の内容及びその理由</u> (土質に関する変更許可等) 第13条 <u>第8条第1項の許可を受けた事業主等が、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u> 2 前項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。 (1) <u>氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (2) 略 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした<u>事業主等</u>に通知するものとする。	(土質に関する変更許可等) 第12条 <u>第8条第1項の許可を受けた事業主(以下「許可事業主」という。)が、当該許可に係る内容について変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。</u> 2 前項の許可を受けようとする<u>許可事業主</u>は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。 (1) <u>許可事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (2) 略 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした<u>許可事業主</u>に通知するものとする。

現行	改正案
<u>4 第8条第2項の規定による届出をした事業主等は、当該届出に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</u> (名義貸しの禁止) <u>第14条 第7条第1項若しくは第8条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした事業主等(以下「許可事業主等」という。)</u>は、自己の名義をもって、第三者に<u>当該許可又は届出</u>に係る特定事業を行わせてはならない。 (特定事業の開始の届出) <u>第15条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を開始したときは、開始した日から起算して7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</u> (土砂等の搬入の届出) <u>第16条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを届出書に添付して、市長に届け出なければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの全部又は一部を省略させることができる。</u>	<u>4 許可事業主は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更をした日から起算して7日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。</u> <u>(1) 許可事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> <u>(2) 変更の内容及びその理由</u> (名義貸しの禁止) <u>第13条 許可事業主は、自己の名義をもって、第三者にその許可に係る特定事業を行わせてはならない。</u> (特定事業の開始の届出) <u>第14条 許可事業主は、その許可に係る特定事業を開始したときは、開始した日から起算して7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</u> (土砂等の搬入の届出) <u>第15条 許可事業主は、その許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを届出書に添付して、市長に届け出なければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの全部又は一部を省略させること</u>

現行	改正案
(1) 略 (2) 土砂等が<u>採取土砂</u>であって、採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (3) <u>土砂等が第7条第1項の許可を受けた一時堆積特定事業の特定事業区域から搬入されるものであるとき。</u> (4) 略 (標識の設置等) 第17条 第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行っている間、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。 2 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界に、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。 (土砂等管理台帳の作成等) 第18条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した管理台帳を作成し、年度ごとに閉鎖しなければならない。 (1)～(3) 略	ができる。 (1) 略 (2) 土砂等が<u>採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂</u>であって、採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (3) 略 (標識の設置等) 第16条 許可事業主は、その許可に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行っている間、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。 2 許可事業主は、その許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界に、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。 (土砂等管理台帳の作成等) 第17条 許可事業主は、その許可に係る特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した管理台帳を作成し、年度ごとに閉鎖しなければならない。 (1)～(3) 略

現行	改正案
<u>2 第7条第1項の許可を受けた一時堆積特定事業を行う事業主等は、当該一時堆積特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、前項第1号及び第2号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した管理台帳を作成し、当該許可を受けた日から1年で閉鎖しなければならない。</u> <u>(1) 特定事業区域から搬出された土砂等の1日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> 3 <u>許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可又は届出に係る特定事業に使用した土砂等について、報告書に前各項の規定により作成した管理台帳の写し並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に報告しなければならない。ただし、市長は、当該特定事業のうちその期間が1月以内のものその他市長が特に認めるものにあつては、当該規則で定める書類及び図面の全部又は一部を省略させることができる。</u> (地質検査等の報告) <u>第19条 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可又は届出に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業の場合にあつては、特定事業場)外への排水についての水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u> 2 <u>許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに土砂等の搬入を停止し、その旨を市長に報告しなければならない。</u>	2 <u>許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可に係る特定事業に使用した土砂等について、報告書に前項の規定により作成した管理台帳の写し並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に報告しなければならない。ただし、市長は、当該特定事業のうちその期間が1月以内のものその他市長が特に認めるものにあつては、当該規則で定める書類及び図面の全部又は一部を省略させることができる。</u> (地質検査等の報告) <u>第18条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域外への排水についての水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u> 2 <u>許可事業主は、その許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。</u> 3 <u>前項に規定する場合において、許可事業主は、直ちに土砂等の搬入を停止し</u>

現行	改正案
(特定事業の廃止等) <u>第20条</u> 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じなければならない。ただし、休止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。 2 市長は、前項本文の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の廃止又は休止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を廃止したときは、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面(当該規則で定める図面のうち第1項本文の規定により添付したものを除く。)を添付して、市長に届け出なければならない。 4 前項の規定による届出があったときは、第7条第1項又は第8条第1項の許可は、その効力を失う。 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び第1項本文の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可事業主等に通知しなければならない。	<u>なければならない。</u> (特定事業の廃止等) <u>第19条</u> 許可事業主は、その許可に係る特定事業を廃止し、又は休止したときは、廃止した日又は休止した日から起算して7日以内に、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、休止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。 2 前項本文の規定による廃止に係る届出があったときは、第8条第1項の許可は、その効力を失う。 3 市長は、第1項本文の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可事業主に通知しなければならない。

現行	改正案
6 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。 (特定事業の完了) 第21条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、当該特定事業の期間が2月未満であるときは、この限りでない。 2 市長は、前項本文の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面(当該規則で定める図面のうち第1項本文の規定により添付したものを除く。)を添付して、市長に届け出なければならない。 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業が第7条第1項若しくは第8条第1項の許可又は同条第2項の規定による届出の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした許可事業主等に通知しなければならない。 5 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を	4 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨の通知を受けた許可事業主は、当該土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (特定事業の完了) 第20条 許可事業主は、その許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して7日以内に、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業が第8条第1項の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした許可事業主に通知しなければならない。 3 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨の通知を受けた許可事業主は、当該土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土

現行	改正案
受けた許可事業主等は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。 (特定事業の終了等) <u>第22条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは同日の2月前の日までに、当該特定事業の期間が2月未満であるときは速やかに、当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。</u> <u>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</u> <u>3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面(当該規則で定める図面のうち第1項の規定により添付したものを除く。)を添付して、市長に届け出なければならない。</u> <u>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可事業主等に通知しなければならない。</u> <u>5 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない</u>	<u>壤の汚染を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> (特定事業の終了等) <u>第21条 許可事業主は、その許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。</u> <u>2 許可事業主は、その許可に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して7日以内に、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出なければならない。</u> <u>3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可事業主に通知しなければならない。</u> <u>4 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない</u>

現行	改正案
旨又は当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。 (譲受け) 第23条 第7条第1項の許可を受けた事業主等から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 略 (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 略 (3) 前項の許可を受けようとする者が、営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地) (4) 略 3 略 4 第1項の許可の基準については、第11条の規定(第1項第1号に係る部分に限る。)を準用する。 5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第7条第1項の許可を受けた事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。	旨の通知を受けた許可事業主は、当該土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (譲受け) 第22条 許可事業主からその許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。 2 略 (1) 許可事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 略 (3) 略 3 略 4 第1項の許可の基準については、第11条(第1号に係る部分に限る。)の規定を準用する。 5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る許可事業主のこの条例の規定による地位を承継する。

現行	改正案
<u>6 第8条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした事業主等から当該許可又は届出に係る特定事業の全部を譲り受けた者は、当該事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。</u> <u>7 前項の規定により、第8条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした事業主等の地位を承継した者は、遅滞なく、届出書にその事実を証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。</u> (相続等) <u>第24条 許可事業主等について相続、合併又は分割(その許可又は届出に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその許可若しくは届出に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。</u> <u>2 前項の規定により許可事業主等の地位を承継した者は、遅滞なく、届出書にその事実を証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。</u> (措置命令) <u>第25条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めたときは、当該特定事業を行う第7条第1項の許可を受けた事業主等に対し、当該特定事業の停止及び当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> <u>2 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確</u>	(相続等) <u>第23条 許可事業主について相続、合併又は分割(その許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業主のこの条例の規定による地位を承継する。</u> <u>2 前項の規定により許可事業主の地位を承継した者は、承継した日から起算して7日以内に、届出書にその事実を証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。</u> (措置命令) <u>第24条</u> 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確

現行	改正案
認したときは、当該特定事業を行う許可事業主等に対し、当該特定事業の停止並びに当該土砂等の撤去及び当該土砂等の搬入による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 3 市長は、<u>第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の撤去を命ずることができる。</u> (特定事業許可の取消し) <u>第26条 市長は、第7条第1項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</u>	認したときは、当該特定事業を行う許可事業主に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、若しくは当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 市長は、<u>第8条第1項又は第12条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> (特定事業に係る土地の所有者の義務) <u>第25条 土地の所有者は、第9条第1項(第12条第1項及び第22条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の同意をしようとするときは、第10条第1項第1号から第11号までに掲げる事項を確認しなければならない。</u> <u>2 第9条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。</u> (特定事業に係る土地の所有者に対する措置命令) <u>第26条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該特定事業に係る第9条第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に</u>

現行	改正案
(1) <u>第7条第1項の許可に係る特定事業を引き続き1年以上行っていないとき。</u> (2) <u>偽りその他不正な手段により第7条第1項、第12条第1項又は第23条第1項の許可を受けたとき。</u> (3) <u>第7条第2項の条件に違反したとき。</u> (4) <u>第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を当該許可を受けないで変更したとき。</u> (5) <u>第16条から第19条まで及び第35条第2項の規定に違反したとき。</u> (6) <u>第24条第1項の規定により第7条第1項の許可を受けた事業主等の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第11条第1項第1号アからクまでのいずれかに該当するとき。</u> (7) <u>前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</u> (8) <u>第11条第1項第1号エ若しくはクに該当するに至ったとき又は第7条第1項の許可を受けた当時同号エ若しくはクに該当していたことが判明したとき。</u> (9) <u>第11条第1項第1号オからキまで(同号エに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第7条第1項の許可を受けた当時同号オからキまで(同号エに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。</u> 2 <u>前項の規定により許可の取消しを受けた事業主等は、当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出によ</u>	<u>適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u>

現行	改正案
<u>る災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> (土質許可の取消し) 第27条 市長は、<u>第8条第1項の許可を受けた事業主等</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該許可を取り消すことができる。</u> (1) 偽りその他不正な手段により第8条第1項又は<u>第13条第1項</u>の許可を受けたとき。 (2) <u>第13条第1項</u>の規定により許可を受けなければならない事項を当該許可を受けないで変更したとき。 (3) <u>第16条から第19条まで及び第35条第2項</u>の規定に違反したとき。 (4) <u>第25条第2項</u>の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により許可の取消しを受けた<u>事業主等</u>は、当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等<u>を撤去しなければならない。</u> (廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令) 第28条 市長は、<u>第20条第6項、第21条第5項、第22条第5項、第26条第2項又は前条第2項の規定に違反した事業主等</u>に対し、その特定事業に使用された土砂等の<u>撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> (関係書類等の保存) 第29条 <u>許可事業主等</u>は、その許可又は<u>届出</u>に係る特定事業について<u>第20条第3</u>	(土質許可の取消し) 第27条 市長は、<u>許可事業主</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>その許可を取り消すことができる。</u> (1) 偽りその他不正な手段により第8条第1項又は<u>第12条第1項</u>の許可を受けたとき。 (2) <u>第12条第1項</u>の規定により許可を受けなければならない事項を当該許可を受けないで変更したとき。 (3) <u>第15条から第18条まで及び第34条第2項</u>の規定に違反したとき。 (4) <u>第24条第1項</u>の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により許可の取消しを受けた<u>事業主</u>は、当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等(<u>当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。</u>)を撤去し、又は当該特定事業による<u>土壌の汚染を防止するために必要な措置を執らなければならない。</u> (廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令) 第28条 市長は、<u>第19条第4項、第20条第3項、第21条第4項又は前条第2項の規定に違反した事業主</u>に対し、その特定事業に使用された土砂等(<u>当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。</u>)を撤去し、又は当該<u>特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> (関係書類等の保存) 第29条 <u>許可事業主</u>は、その許可に係る特定事業について<u>第19条第1項本文</u>の規

現行	改正案
項の規定による廃止の届出、<u>第21条第3項の規定による完了の届出若しくは第22条第3項の規定による終了の届出をした日又は第26条第1項若しくは第27条第1項の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。</u> 2 <u>許可事業主等は、第18条の管理台帳を閉鎖後5年間保存しなければならない。</u> (小規模特定事業に対する安全基準に関する措置命令等) <u>第30条 事業主等は、特定事業区域の面積が500平方メートル未満の特定事業(以下「小規模特定事業」という。)を行うときは、安全基準に適合しない土砂等を使用してはならない。</u> 2 <u>市長は、小規模特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該小規模特定事業の事業主等に対し、当該土砂等の撤去又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> (小規模特定事業に対する崩落等の防止に関する措置命令等) <u>第31条 事業主等は、小規模特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災</u>	定による廃止の届出、<u>第20条第1項の規定による完了の届出若しくは第21条第2項の規定による終了の届出をした日又は第27条第1項の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。</u> 2 <u>許可事業主は、第17条の管理台帳を閉鎖後5年間保存しなければならない。</u> (安全基準に適合しない土砂等による特定事業の禁止等) <u>第30条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、特定事業を行ってはならない。</u> 2 <u>市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該特定事業を行っている者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> 3 <u>市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該特定事業を行い、又は行った者(許可事業主を除く。)に対し、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u>

現行	改正案
<u>害の発生を防止するため緊急の必要があると認めたときは、当該小規模特定事業の事業主等に対し、当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> (報告の徴収) <u>第32条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>事業主等</u>に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 (立入検査) <u>第33条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、<u>事業主等の現場事務所、特定事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</u> 2・3 略 <u>第34条</u> 略 (縦覧) <u>第35条</u> 市長は、<u>第7条第1項若しくは第8条第1項の許可又は同条第2項の規定による届出</u>に係る特定事業が行われている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により提出された書類及び図面を縦覧に供するものとする。 2 <u>許可事業主等</u>は、その許可<u>若しくは届出</u>に係る特定事業の現場事務所又は市長が指定する場所において、当該特定事業を行っている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに<u>第18条</u>の管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。 (手数料)	(報告の徴収) <u>第31条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>事業主及び工事施行者</u>に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 (立入検査) <u>第32条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、<u>事業主及び工事施行者の現場事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</u> 2・3 略 <u>第33条</u> 略 (縦覧) <u>第34条</u> 市長は、第8条第1項の許可に係る特定事業が行われている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により提出された書類及び図面を縦覧に供するものとする。 2 <u>許可事業主</u>は、その許可に係る特定事業の現場事務所又は市長が指定する場所において、当該特定事業を行っている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに<u>第17条</u>の管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。 (手数料)

現行	改正案
<u>第36条 第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けようとする事業主等は、1特定事業区域につき、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として納めなければならない。</u> (1) <u>第7条第1項の許可に係る申請手数料(特定事業区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満) 20,000円</u> (2) <u>第7条第1項の許可に係る申請手数料(特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上) 48,000円</u> (3) <u>第12条第1項の許可に係る申請手数料(第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満) 10,000円</u> (4) <u>第12条第1項の許可に係る申請手数料(第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上) 28,000円</u> 2 <u>第8条第1項又は第13条第1項の許可を受けようとする事業主等は、1特定事業区域につき、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として納めなければならない。</u> (1) 略 (2) <u>第13条第1項の許可に係る申請手数料 5,000円</u> 3 <u>第23条第1項の許可を受けようとする事業主等は、1特定事業区域につき28,000円を手数料として納めなければならない。</u> 第37条 略	<u>第35条</u> 第8条第1項又は<u>第12条第1項</u>の許可を受けようとする事業主は、1特定事業区域につき、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として納めなければならない。 (1) 略 (2) <u>第12条第1項の許可に係る申請手数料 5,000円</u> 2 <u>第22条第1項の許可を受けようとする事業主は、1特定事業区域につき5,000円を手数料として納めなければならない。</u> 3 <u>手数料の納付後において、申請事項を変更し、又は取り消しても既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>第36条 略</u>

現行	改正案
(罰則) <u>第38条 略</u> (1) <u>第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項、第13条第1項又は第23条第1項の規定に違反して特定事業を行った事業主等</u> (2) <u>第14条の規定に違反して、第三者に特定事業を行わせた事業主等</u> (3) <u>第25条第1項、第2項若しくは第3項、第28条、第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した事業主等</u> <u>第39条 略</u> (1) <u>第16条本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした事業主等</u> (2) <u>第18条第1項又は第2項の規定に違反して、管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした事業主等</u> (3) <u>第18条第3項本文、第19条第1項若しくは第2項又は第32条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした事業主等</u> (4) <u>第29条第2項の規定に違反して、管理台帳を保存しなかった事業主等</u> (5) <u>第33条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした事業主等</u> <u>第40条 略</u> (1) <u>第12条第8項、第15条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第23条第7項又は第24条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし</u>	(罰則) <u>第37条 略</u> (1) <u>第8条第1項、第12条第1項又は第22条第1項の規定に違反して特定事業を行った者</u> (2) <u>第13条の規定に違反して、第三者に特定事業を行わせた者</u> (3) <u>第24条第1項若しくは第2項、第26条、第28条又は第30条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者</u> <u>第38条 略</u> (1) <u>第15条の規定に違反して、同条本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、土砂等を搬入した者</u> (2) <u>第17条第1項の規定に違反して、管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</u> (3) <u>第17条第2項本文、第18条第1項若しくは第2項又は第31条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u> (4) <u>第29条第2項の規定に違反して、管理台帳を保存しなかった者</u> (5) <u>第32条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u> <u>第39条 略</u> (1) <u>第12条第4項、第14条、第19条第1項本文、第20条第1項、第21条第2項又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u>

現行	改正案
た事業主等 (2) 第17条第1項又は第2項の規定に違反して、標識を設置せず、又は境界を明らかにする表示を行わなかった事業主等 (3) 第29条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった事業主等 第41条 略	(2) 第16条第1項又は第2項の規定に違反して、標識を設置せず、又は境界を明らかにする表示を行わなかった者 (3) 第29条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者 第40条 略

○議案第16号資料

- ・成田市が管理する都市公園に係る高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
新旧対照表

現行	改正案
(園路及び広場) 第3条 略 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号の点状ブロック等及び令第21条第2項第1号の線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略	(園路及び広場) 第3条 略 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号の点状ブロック等及び令第22条第2項第1号の線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略

○議案第17号資料

・成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成24年条例第69号)の一部を次のように改正する。 略 第4条第1項に次の1号を加える。 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。) 略 第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」を「に」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。 (7) 略 (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 略 附 則(令和6年条例第35号)	成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成24年条例第69号)の一部を次のように改正する。 略 第4条第1項に次の1号を加える。 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。) 略 第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」を「に」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。 (7) 略 (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 略 附 則(令和6年条例第35号)

現行	改正案
略	略